

平成30年度 奈良県国民健康保険運営協議会 資料

資料1	平成31年度奈良県国民健康保険特別会計歳入歳出予算について	P 1
資料2	平成31年度国民健康保険事業費納付金算定結果について	P 6
資料3	国保事務の共同化・標準化について	P 8

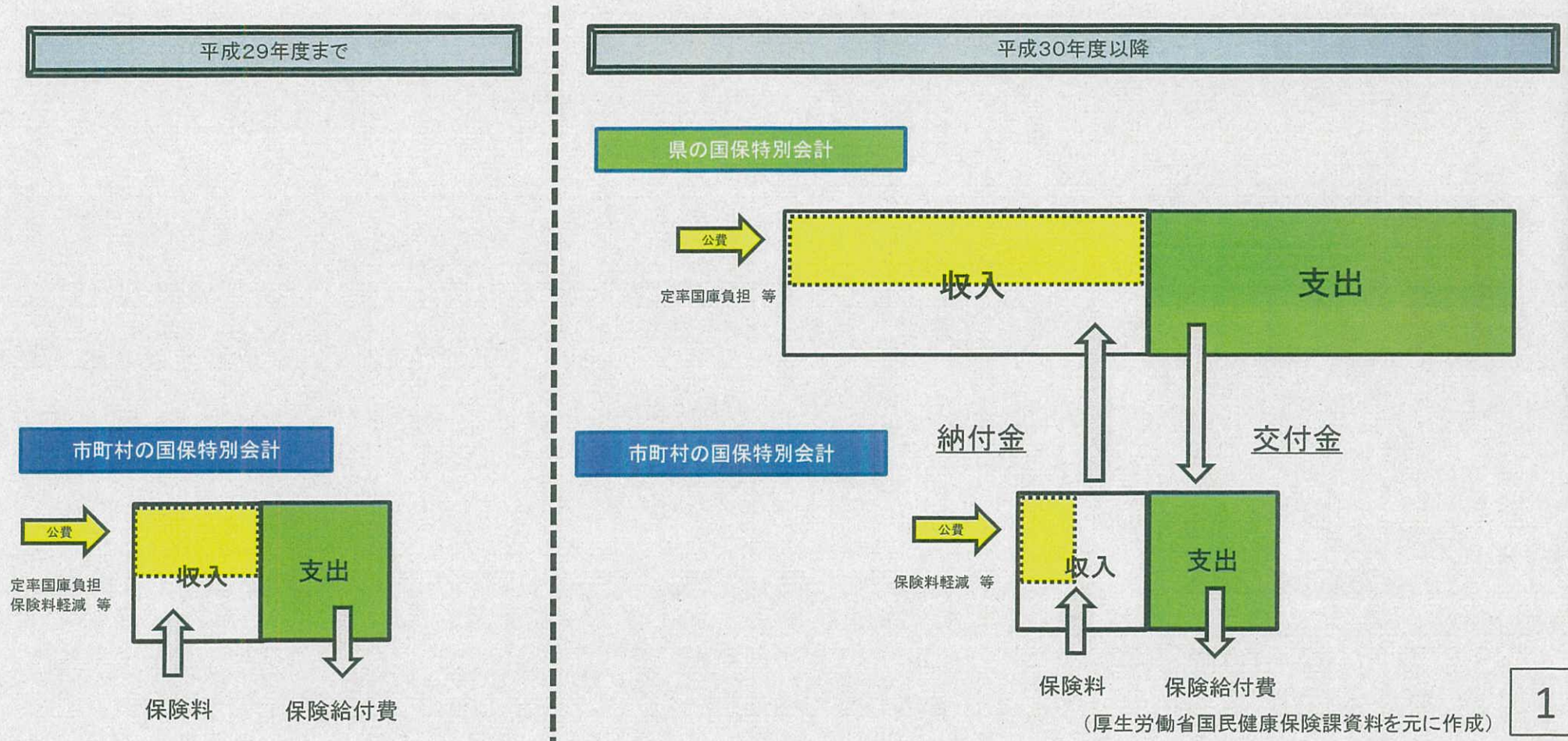
平成31年度 国民健康保険特別会計予算について

(1) 国民健康保険特別会計の仕組み

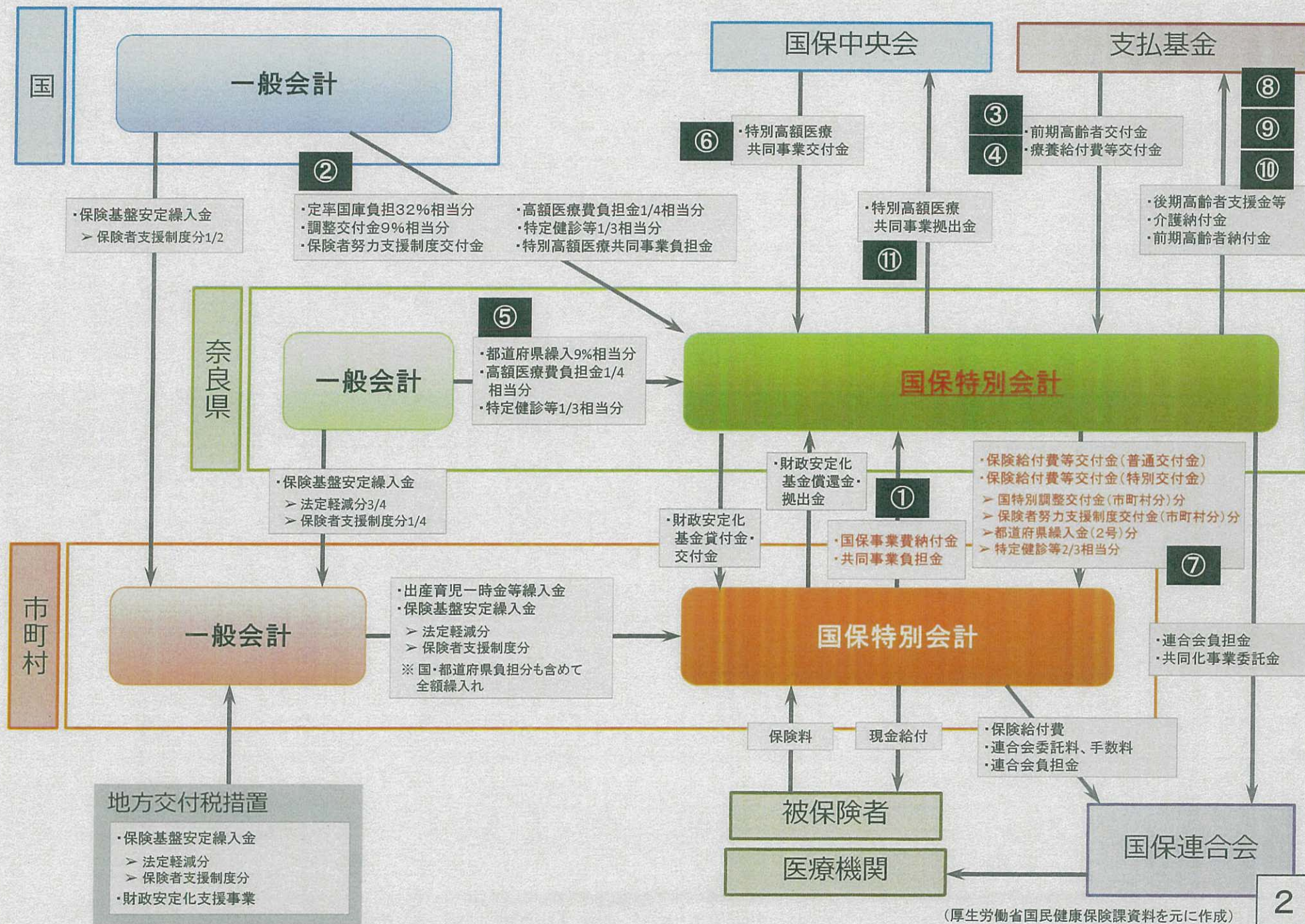
資料1

○平成30年度から、県が国保の財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払うことにより、国保財政の「入」と「出」を管理する。

○市町村は、県が市町村ごとに決定した納付金を県に納付する。一方で、原則として必要な支出は、公費や県からの保険給付費等交付金で賄われることにより、年度ごとに国保特別会計の収支の均衡を図り、財政運営の健全化を図る。



(2)国民健康保険財政の枠組み



(3)平成31年度 奈良県国民健康保険事業費特別会計の概要

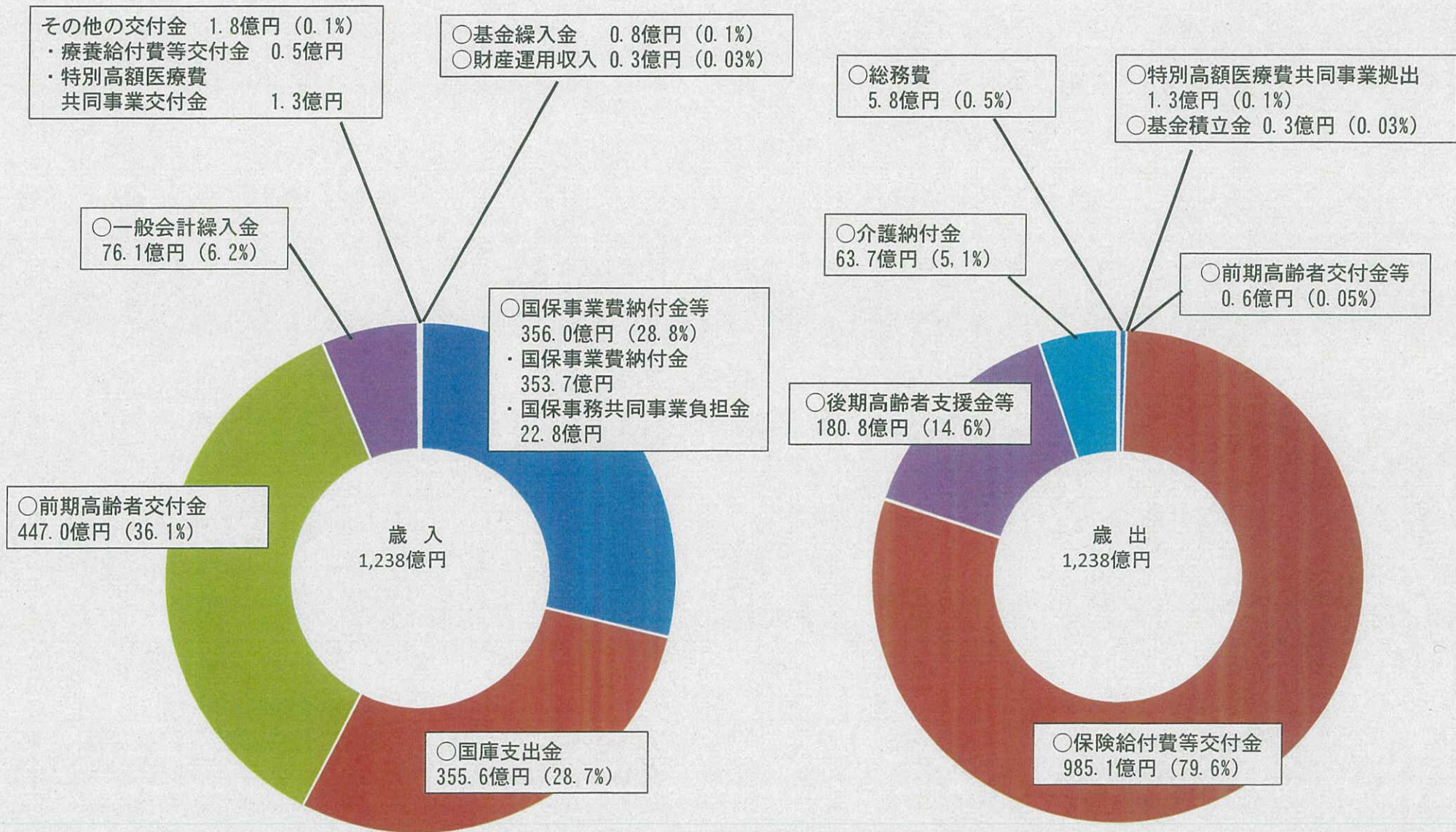
- 平成31年度の国民健康保険事業費特別会計歳入歳出予算額は1,238億円で、被保険者数の減少等に伴い対前年度比20.9億円の減少(△1.7%)。
- 歳入予算の主な内訳は、前期高齢者交付金が447億円(歳入予算全体の36.1%)、国保事業費納付金等が356億円(同28.8%)、国庫支出金が355.6億円(同28.7%)。
- 歳出予算の主な内訳は、保険給付費等交付金が985.1億円(歳出予算全体の79.6%)、後期高齢者支援金等が180.8億円(同14.6%)。

		(千円)
歳入	①国保事業費納付金等	35,599,133
	②国庫支出金	35,556,554
	③前期高齢者交付金	44,701,276
	④療養給付費等交付金	47,211
	⑤一般会計繰入金 ※	7,612,000
	基金繰入金	79,843
	⑥特別高額医療費共同事業交付金	131,794
	財産運用収入	31,189
計		123,759,000

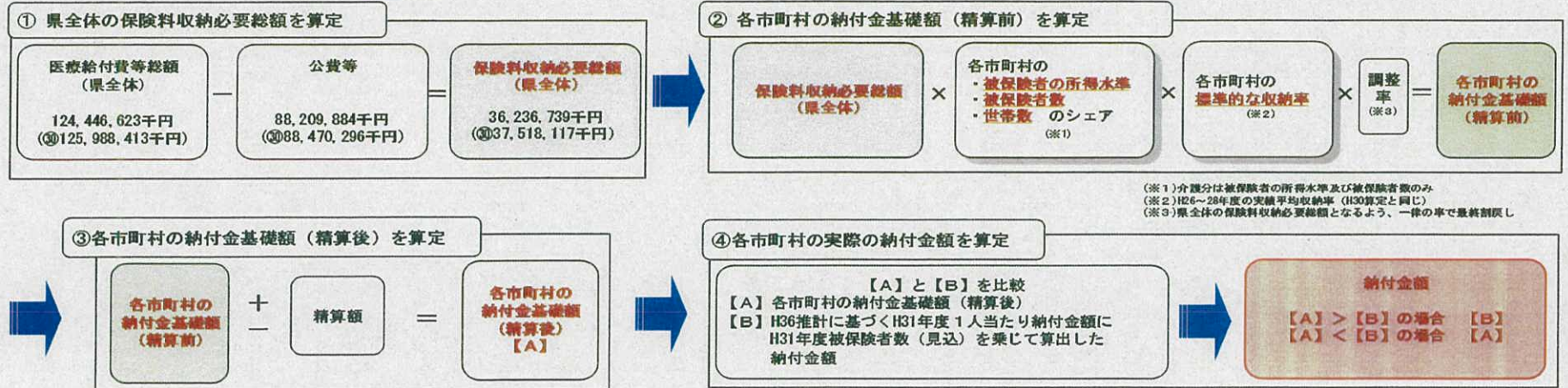
		(千円)	
歳出	総務費	577,329	
	⑦保険給付費等交付金	98,512,472	
	⑧前期高齢者納付金等	59,522	
	⑨後期高齢者支援金等	18,081,437	
	⑩介護納付金	6,365,128	
	⑪特別高額医療費共同事業拠出金	131,923	
	基金積立金	31,189	
	計		123,759,000

※一般会計繰入金の内訳

・国民健康保険事業費特別会計繰出金	6,524,000千円
・国民健康保険高額医療費負担事業	908,000千円
・国民健康保険特定健康診査・特定保健指導負担金事業	165,000千円
・国民健康保険事業費特別会計一般管理費等繰出金	15,000千円



県全体の医療給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金の見込から国庫負担金などの公費等の見込を差し引くことで、保険料収納必要総額を算出し、当該額を各市町村に納付金として割当てを行う。 ※平成30年度と同様



(※1) 介護分は被保険者の所得水準及び被保険者数のみ
(※2) H26～28年度の実績平均収納率 (H30算定と同じ)
(※3) 県全体の保険料収納必要総額となるよう、一律の率で最終調整し

概要

※前期高齢者納付金・交付金、後期高齢者支援金、介護納付金は、概算で算定したものを2年後に精算する仕組み。

<医療給付費等総額の算定に用いる被保険者数・1人当たり診療費の推移>

	被保険者数		1人当たり診療費		診療費総額	
	(人)	対H30算定比	(円)	対H30算定比	(千円)	対H30算定比
H30年度算定	321,936	▲5.7%	360,070	4.7%	115,919,414	▲1.3%
H31年度算定	303,629		376,898		114,437,245	

(被保険者数) 直近3ヶ年度 (平成28-29-30年度) の実績から推計 31年度=30年度×(29年度/28年度)
(ただし、推計値がH30.10末の被保険者数を上回る市町村については、H30.10末の被保険者数をH31被保険者数とする。)

(1人当たり診療費) 直近3ヶ年度 (平成28-29-30年度) の実績から推計 31年度=30年度×(29年度/28年度)

<H30年度及びH31年度納付金算定結果>

	納付金総額(県全体)		1人当たり納付金(県全体)		激変緩和措置額(県全体)	
		対H30算定比		対H30算定比		対H30算定比
H30年度算定	33,031,574,457円	▲3.75%	102,603円	2.06%	1,078,251,783円	21.46%
H31年度算定	31,793,969,234円		104,713円		1,309,608,025円	

算定結果

・納付金総額は、診療費総額等の減少により前年度比で減少。
・被保険者数の減少幅が診療費等の減少幅よりも大きいため、1人あたり納付金額は対前年度比で増加。

平成31年度 市町村別国民健康保険事業費納付金額

	納付金額	増減率	1人当たり 納付金額
		(対前年度)	
県計	31,793,969,234 円	▲3.7%	104,713 円
奈良市	8,282,554,952 円	▲4.8%	108,314 円
大和高田市	1,471,230,075 円	▲6.0%	94,461 円
大和郡山市	2,029,831,070 円	▲5.2%	103,210 円
天理市	1,391,873,500 円	▲6.8%	94,077 円
橿原市	2,657,468,898 円	▲4.3%	98,098 円
桜井市	1,334,807,691 円	▲2.1%	98,379 円
五條市	894,239,780 円	▲5.5%	102,940 円
御所市	648,722,021 円	▲4.4%	95,023 円
生駒市	2,857,283,181 円	▲0.9%	124,647 円
香芝市	1,607,591,216 円	▲5.5%	107,921 円
葛城市	817,007,945 円	▲0.2%	90,427 円
宇陀市	806,789,149 円	▲8.7%	97,864 円
山添村	89,904,448 円	1.0%	96,464 円
平群町	561,391,695 円	▲8.7%	121,645 円
三郷町	501,620,082 円	▲0.1%	106,682 円
斑鳩町	648,939,156 円	▲5.8%	110,345 円
安堵町	159,185,311 円	▲14.5%	79,394 円
川西町	216,822,112 円	▲1.0%	99,872 円
三宅町	163,449,776 円	▲0.5%	95,473 円

	H31年度 納付金額	増減率	1人当たり 納付金額
		(対前年度)	
田原本町	776,305,040 円	4.3%	104,272 円
曾爾村	42,799,375 円	▲3.3%	104,135 円
御杖村	37,648,575 円	▲4.8%	84,225 円
高取町	165,354,008 円	16.5%	95,086 円
明日香村	179,702,200 円	▲1.6%	114,460 円
上牧町	537,332,120 円	6.2%	102,310 円
王寺町	544,794,848 円	6.4%	112,352 円
広陵町	852,845,196 円	▲1.6%	117,894 円
河合町	483,251,517 円	4.5%	113,733 円
吉野町	192,971,018 円	▲12.9%	87,754 円
大淀町	393,517,647 円	▲10.5%	96,403 円
下市町	146,621,568 円	▲4.0%	98,536 円
黒滝村	22,912,407 円	92.3%	112,869 円
天川村	57,835,224 円	▲9.5%	119,990 円
野迫川村	7,539,636 円	▲7.9%	96,662 円
十津川村	93,759,692 円	2.1%	106,063 円
下北山村	21,030,750 円	0.6%	89,875 円
上北山村	14,420,000 円	▲1.5%	115,360 円
川上村	37,292,616 円	▲5.3%	101,064 円
東吉野村	45,323,739 円	▲11.0%	91,379 円

※1人あたり納付金額は、「各市町村の納付金額／被保険者数(納付金算定時の見込)」で算出した理論値ベースの金額であり、被保険者が実際の保険料(税)率に基づき支払う保険料(税)ではありません。

奈良県における激変緩和措置について

参考資料

○措置の方法

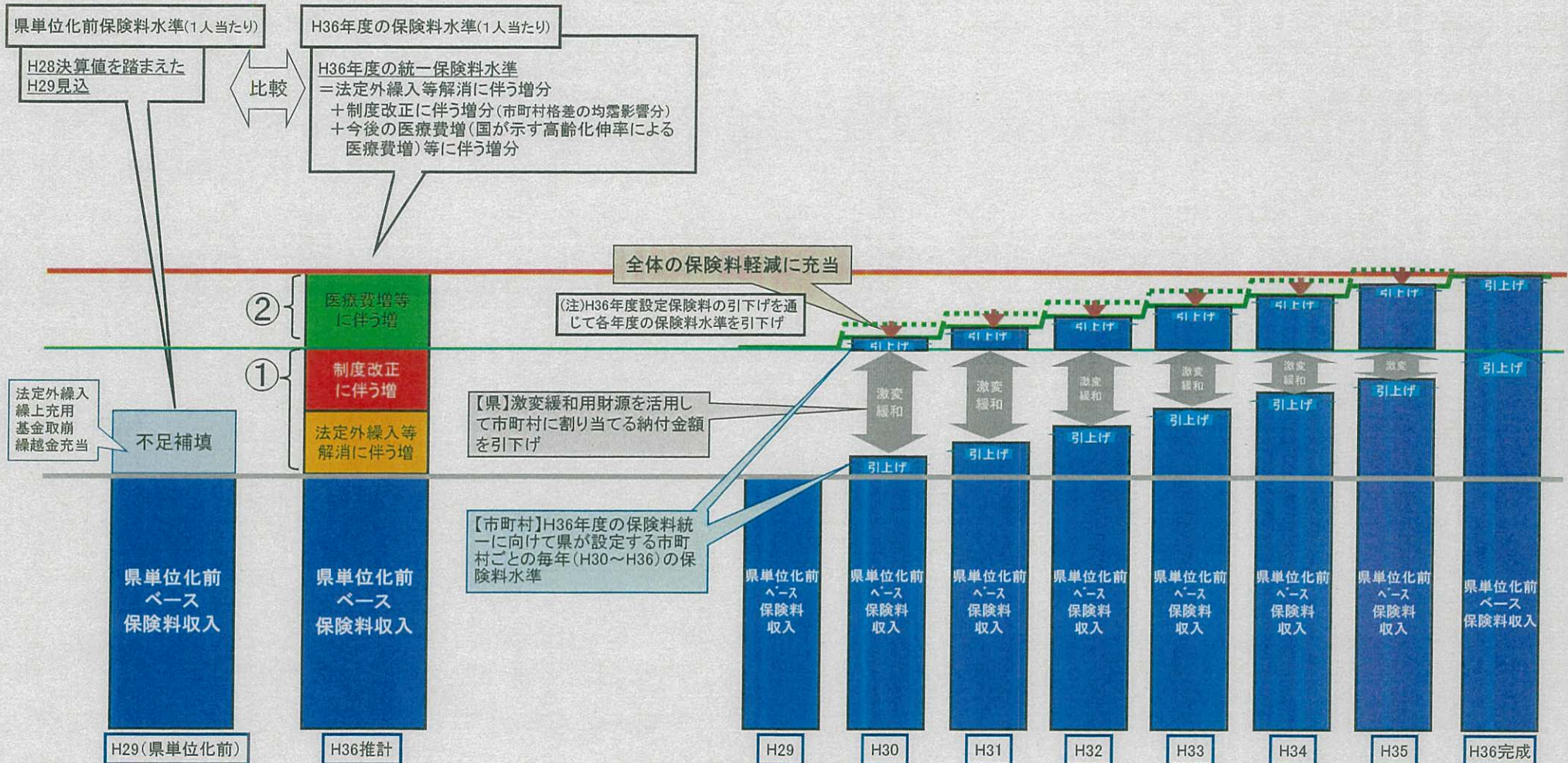
- ① 制度改正(納付金制度等導入)や法定外繰入等解消に伴って保険料負担が増加する市町村が、保険料方針に沿って計画的・段階的に保険料改定が行えるよう、激変緩和措置により支援
- ② 全体の保険料を軽減

○措置の期間

6年間(平成30~35年度)

○財源

平成30年度からの拡充公費分を全て充当【暫定措置分、特別調整交付金(県分)、保険者努力支援制度交付金(県分)、特例基金】



- 国保の県単位化により、県も保険財政の責任主体として市町村とともに保険者となり、受益と負担を総合的にマネジメントする立場
- 一方で、各市町村が独自に実施してきた国保事務についても、効率面・効果面の双方の観点から集約化に実施
- これまで、実施が不十分であった専門性の高い医療費分析や県域で実施する必要のある後発医薬品の普及促進等の医療費適正化業務についても広域的に実施
- また、各市町村が各々に実施している付加給付等についても標準化を図り、被保険者の公平性を確保

実施体制

- **県**が国保の保険者として参画することに伴い、**国保連合会**に加入。**医療・介護保険局長が副理事長に就任**。
- 県と国保連合会との間で連携協定を締結し、国保連合会内に**国保事務支援センター**を設置（県から職員5名を派遣）
- 国保事務支援センターが、**業務の共同化**と**医療費適正化**の取組等の推進を担う。
- 定期的な企画調整会議を開催し、支援センター・県・国保連合会・市町村等の緊密な連携を図る。

国保事務の共同化

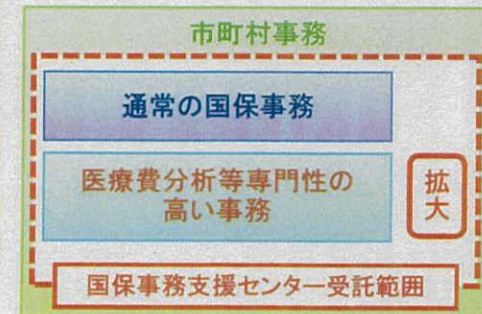
業務の集約化

- ① 収納対策業務**
 - ・収納コールセンターの設置
 - ・収納アドバイザーの配置
 - ・口座振替勧奨等
- ② 医療費適正化業務 保健事業**
 - ・医療費通知等
- ③ 広報業務**
 - ・広報チラシ原稿作成等
- ④ 報告業務**
 - ・年報等統計資料作成支援



業務範囲の拡充

- ⑤ 企画・分析業務**
 - ・レセプトデータ活用による医療費分析等
- ⑥ 保険給付適正化業務**
 - ・療養費に係るレセプト2次点検等



医療費適正化の推進

こまめに実行

わかりやすく実行

医療費適正化・保健事業の推進

①後発医薬品の普及促進

- ・県域で统一的に後発医薬品差額通知を実施
- ・公立医療機関での後発医薬品の使用割合の向上のため、設立主体に働きかけ【県実施】等

②医薬品の多剤投与・重複投与の適正化

- ・多剤・重複投与者への個別訪問指導の全県域での実施(薬剤師会とも連携)
- ・「お薬手帳」「残薬バッグ」の普及促進【県実施】等

③糖尿病性腎症重症化予防

- ・「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」(H29策定)に基づく糖尿病受診勧奨等

④レセプトデータやKDBを活用した医療費分析と分析結果の具体的活用

- ・全県的及び地域差等に着眼した医療費分析に基づく医療費適正化、保健事業の具体的取組の企画・立案

市町村の保健事業への支援

①特定健康診査・特定保健指導の受診率向上

- ・国保データベース(KDB)を活用した受診率向上の取組(未受診者への個別勧奨、未治療者への治療勧奨)等

②データヘルス計画策定及び評価

- ・データヘルス計画策定の支援等

③生活習慣病予防対策の企画・実施

- ・共通啓発ツールの作成、提供等

④専門職の資質向上

- ・特定保健指導等のためのスキルアップ講座

主な
⑩取組の
実績例

主な取組	主な実績	⑩対比
収納コールセンター	納付約束件数143件(納付約束額約475万円)※2月末	皆増
後発医薬品の差額通知	全市町村で実施	9市町村が未実施
糖尿病性腎症重症化予防 関連	受診勧奨等 238件(うち実際の受診114件) ※9月末 保健指導 27件	皆増
医療費の詳細分析	KDBデータを活用した医療費分析システムの構築	新規
市町村保健師人材育成(糖尿病重症化予防関連)	10市町村(10名)参加	新規

国保事務の標準化(県実施)

被保険者公平性の観点

- ・葬祭費等の付加給付の統一化

業務効率化の観点

- ・市町村国保システムの標準化に向けた検討
- ・各種様式等の統一化